

令和2年度幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）

実 施 要 項

1 趣 旨

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題や幼稚園を取り巻く諸課題に関する講演動画を視聴し、各参加者が幼稚園教育に関する理解を深めるとともに、各自が得た気付きや自園における実践等を収集・共有することにより、幼稚園教育の一層の振興・充実に努める。

2 主 催 文部科学省

3 実施内容（案）

幼稚園教育理解推進事業（都道府県協議会）実施要項に定める各都道府県協議会協議主題等に関する以下の講演動画の視聴を行った上で、アンケートを活用した情報共有を行う。

講演動画1：「幼稚園を取り巻く現状と課題（仮称）」

講演動画2：「新型コロナウイルス感染症対策を参考とした幼稚園の活動に関する講演（仮称）」

講演動画3：「新型コロナウイルス感染症対策下にある幼稚園を支える教育委員会（仮称）」

講演動画4：「幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について（仮称）」

講演動画5：「カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価について（仮称）」

講演動画6：「障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について（仮称）」

講演動画7：「小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について（仮称）」

4 参加方法等

（1）参加条件

次のうち、各都道府県教育委員会の推薦する者

ア. 各都道府県・市町村教育委員会の指導主事等

イ. 幼稚園の園長及び教員等

ウ. 認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等

エ. 保育所の施設長及び保育士等

オ. 小学校の校長及び教員等

カ. 各都道府県・市町村の子ども・子育て支援新制度担当者、保育行政担当者等

キ. 各都道府県の私立幼稚園行政担当者等

ク. 幼稚園教員養成課程を置く大学の教員

（2）参加人員

各都道府県教育委員会が推薦する参加者の人数は、原則として8名以内とする。ただし、東京都については15名まで、指定都市のある道府県にあっては、1指定都市につき8名まで参加者の人数を増やして推薦することができるものとする。

(3) 参加手続

ア. 参加者名簿の提出（各都道府県教育委員会→文部科学省）

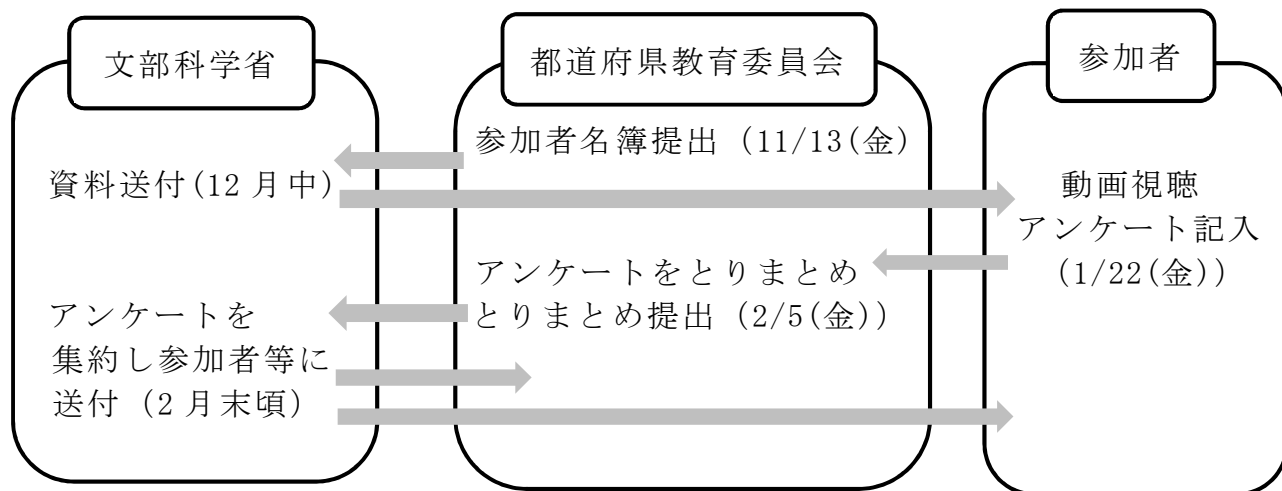
各都道府県教育委員会は、地域の実情等を考慮しつつ、各都道府県知事部局、各指定都市長部局・教育委員会、各市町村部局・教育委員会、附属幼稚園を置く各国立大学法人及び関係団体等と協議の上参加者を決定し、別紙様式により作成し、令和2年11月13日（金）までに電子メールで文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係（youji-shidou@mext.go.jp）に提出すること。その際、電子メールの件名及びファイル名は、「中央協議会参加者（都道府県名）」とすること。

イ. 講演動画等の送付（文部科学省→各参加者）

各都道府県教育委員会から提出された名簿に基づき、文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係より12月中に参加者宛てに講演動画を収録したDVD及び講演資料を郵送にて、アンケートを電子メールにて直接送付する。なお、都道府県教育委員会にも、参加者に送付した資料と同じ資料を送付する。（ただし、都道府県教育委員会に参加者がいる場合を除く。）

ウ. アンケートの提出（各参加者→都道府県教育委員会→文部科学省）

参加者は、動画視聴後、電子メールにより送付するアンケートに記入し、令和3年1月22日（金）までに都道府県教育委員会に提出すること。都道府県教育委員会は、参加者からのアンケート結果のファイルについて、令和3年2月5日（金）までに、文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係（youji-shidou@mext.go.jp）に提出すること。参加者から提出のあったファイルは一つのファイルにまとめる必要はなく、ファイル名を「中央協議会アンケート（都道府県名）」としたZipファイルとして提出すること。



5 連絡先

文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係（宇佐美、山本、吉田）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL (03)5253-4111（内線 2376）

E-mail youji-shidou@mext.go.jp

【参考】都道府県協議会協議主題

＜協議主題 1＞

幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程に基づく指導計画の作成や指導実践について

【協議の視点】

- ① 幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならないとされている。教育課程に基づき指導計画を作成するとはどういうことか。
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものとされているが、どのように考慮したらよいか。

＜協議主題 2＞

カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価について

【協議の視点】

- ① 各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとしてされている。カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価を実施するとは、具体的にはどのようなことか。

＜協議主題 3＞

障害のある幼児などの状態等に応じた指導を行うための体制について

【協議の視点】

- ① 個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとあるが、組織的かつ計画的に行うために幼稚園はどのような体制を整備すべきか。
- ② 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとされている。関係機関との連携を図っていくに当たって、幼稚園が取り組むことや留意することは何か。

＜協議主題 4＞

小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について

【協議の視点】

- ① 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとしてあるが、連携と接続の違いを踏まえつつ、幼稚園教育要領で求められている接続を図るためには、今後、どのような工夫が必要となってくるのか。